

減価償却費分析(改訂版)について

- 特定年度の税務資料を一旦転記すると以後30年間の減価償却費の推移が計算されます
- 新規取得資産や将来取得予定の資産も順次追加できます
- 平成19年度の減価償却法改正に対応しています
- **なお、本改訂版では計算式の全面見直しと集計方法の変更を行っています**
- **旧バージョンとのデータの互換性はありません**

(使用上の注意)

最大100件の資産を入力することができます

説明に従って **STEP-1** から **STEP-3** まで順番に入力するだけでOKです

当初入力に用いた資料の翌年度が起算年度となります

売却や除却等により資産内容が大きく変化した場合は、新たにデータを入力してください

→ データ管理画面で「コピーして編集」のボタンを使用すると作業を簡略化できます

Step-1 何年度の税務資料から転記するかを決めてください

入手可能な直近の申告書(or決算書)から、計算の基準日を決定してください

	西暦	(和暦)	月(末)
基準日	2011	H.23	12

個人→12月、法人→決算月

この基準日の翌決算期から計算開始

Step-2 端数処理方法を選択してください

既定では小数点以下四捨五入となっています(長期シミュレーションであればこのままでOKです)

申告等に用いる場合は「切捨て」、「切上げ」のいずれかを選択できます

端数処理方法	小数点以下切捨て
--------	----------

※平成19年以前に取得した資産の5%残存価格処理の最終年度は除く(この年だけは端数を一括処理)

計算上の留意点について

- 1) 入力項目は、不動産所得の申告用紙「減価償却費の計算」の書式に準じています
- 2) 繰延資産も一覧に含めて計算できます(繰延資産はゼロ円まで償却)
- 3) 償却費全体の推移を表すグラフでは、建物躯体とそれ以外の2つに集計して表示されます、
- 4) 一旦入力すれば、新規取得資産を追加するだけで長期にわたり計算が可能です
- 5) 前項においても、資産内容の変更(除却、譲渡等)があった場合は再入力が必要です